

令和 9 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局飼料課流通飼料対策室

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> とうもろこし（単体丸粒） <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		<改正を要する法令及び条項> 関税暫定措置法第 2 条第 1 項 <具体的な内容> 「令和 9 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年以上延長する。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税 率	現行制度 の増減税 規模	改正増減収 額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
1005.90	095	とうもろこし（単体丸粒）	50 % 又は 12 円 /kg のうちいずれか高い税率	無税 (TQ)		(同左)	(同左)		50 % 又は 12 円 /kg のうちいずれか高い税率	△3,778 百万円	—
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		〈施行期日〉令和 9 年 4 月 1 日 〈適用期間〉「令和 9 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年以上延長する。									
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		① 現状 (1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 我が国の畜産における飼料費が畜産経営コストに占める割合は約 4～7 割と高い割合を占めており、とうもろこしや大豆かす等を主原料とした配合飼料はその原料のほとんどを輸入に依存している。 これらの輸入に際し、畜産農家に低廉かつ安定的に配合飼料を供給する仕組みとして、配合飼料工場は、関税定率法第 13 条に基づく承認工場制度により、その原料の多くを無税で輸入できるようになっている。 一方、平成 3 年度の牛肉輸入自由化を受け、牛肉等の畜産物の生産コストを低減させるため、低廉な流通飼料の供給を図る必要があることから、配合飼料における使用割合が高いとうもろこしを自家配合飼料として使用する場合、割当枠内であれば無税で輸入することができる関税割当制度が平成 7 年度に導入された。 現在では、自ら安価なとうもろこしを調達し、自家配合飼料により生産コスト低減を図ろうとする畜産経営者に多く活用されており、畜産経営の生産コスト低減による国民生活の安定に寄与している。									

なお、本制度は畜産経営者に対して安価な原料の供給を確保すると同時に、無税とされたとうもろこしが、国内で製造されるコーンスターチ用へ横流れすることが無いよう、第三者による横流れ防止措置を講じることにより、国産いもでん粉の生産者を保護し、地域経済の維持・発展及び国産いもでん粉の安定供給に影響を及ぼさないよう配慮している。

(2) 輸入状況等

数量単位：千トン 価額単位：百万円 単価単位：千円/トン

年 度 国 名	令 5			6			7		
	数量	価額	単価	数量	価額	単価	数量	価額	単価
米国	76	3,411	45	153	5,869	38	192	7,290	38
ブラジル	76	3,158	41	30	1,085	37	7	265	37
計(含その他)	189	8,159	43	183	6,977	38	200	7,555	38

資料：財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移（期近物）＞



資料：「濃厚飼料をめぐる情勢」

とうもろこしの国際価格は、コロナ禍からの経済回復に伴う原油価格上昇によるエタノール生産量の増加や海上運賃の上昇に加え、ウクライナ情勢を受けて令和4年4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、令和5年から7年にかけては主産国である米国やブラジルにおいて豊作であったこと等を受け、ロシアによるウクライナ侵攻以前の水準で推移。令和8年7月現在は、米国における順調な生育や南米での豊作期待等から、4ドル/ブッシェル台前半で推移。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

特記事項なし

② 問題点

本制度が延長されない場合、畜産経営者自らとうもろこしを輸入する際に高率な関税を支払うこととなり、安価なとうもろこしを自ら調達し、自家配合飼料による生産コスト低減を図る畜産経営者の自助努力が困難となる。

改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 安価なとうもろこしを自ら調達し、自家配合飼料による生産コストの低減を図ろうとする畜産経営者の自助努力に対して、無税にすることでその取組を促す。 ② 改正の方向性 本制度は安価なとうもろこしを自ら調達し、自家配合飼料による生産コストの低減を図ろうとする畜産経営者の自助努力に対して、無税にすることでその取組を促すことができる。一方、無税で輸入されたとうもろこしがコーンスターチ用に流用された場合、国内いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損するおそれが懸念される。そのため、飼料用原料として輸入されたとうもろこしがコーンスターチ用に横流れすることがないように横流れ防止措置を図った上で、割当枠内であれば無税で輸入できる関税割当制度の維持が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 現在の国産いもでん粉産業の保護を目的とするとうもろこしの高関税率が、何らかの条件をもって大きく引き下げられる、もしくは高率な関税を支払っても畜産経営を継続できるなど、畜産経営者の自家配合飼料の原料用トウモロコシの輸入に関する救済措置が不要な状況になるまで、本制度を継続する必要がある。																								
	改正の効果と妥当性 ① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 令和7年度関税割当枠の消化率は約77%に上り、当該制度は安価なとうもろこしの調達による自家配合飼料による生産コストの低減に努める畜産経営者に広く認知され、利用されている制度である。 当該制度を活用し、自ら安価に調達したとうもろこしにより、承認工場で製造される配合飼料に比べて、安価に自家配合飼料を製造しようとする畜産経営者の自助努力による畜産経営の競争力強化への貢献が見込まれる。 （参考）効果を判断するための定量的指標 当該品目の消化率 <table><tr><th>年度</th><th>政令数量（トン）</th><th>通関数量（トン）</th><th>消化率（％）</th></tr><tr><td>令和3</td><td>347,900</td><td>254,571</td><td>73.2</td></tr><tr><td>令和4</td><td>354,200</td><td>223,035</td><td>63.0</td></tr><tr><td>令和5</td><td>320,600</td><td>216,665</td><td>67.6</td></tr><tr><td>令和6</td><td>318,900</td><td>233,417</td><td>73.2</td></tr><tr><td>令和7</td><td>314,400</td><td>241,778</td><td>76.9</td></tr></table> (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 畜産経営の生産コスト低減による消費者への安定した価格での畜産物の供給に寄与している。 (3) その他の効果・影響 特記事項なし	年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（％）	令和3	347,900	254,571	73.2	令和4	354,200	223,035	63.0	令和5	320,600	216,665	67.6	令和6	318,900	233,417	73.2	令和7	314,400	241,778	76.9
	年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（％）																					
令和3	347,900	254,571	73.2																						
令和4	354,200	223,035	63.0																						
令和5	320,600	216,665	67.6																						
令和6	318,900	233,417	73.2																						
令和7	314,400	241,778	76.9																						

	② 改正の妥当性 配合飼料工場は、関税定率法第 13 条に基づく承認工場制度により、とうもろこしを無税で輸入することが可能となっている。 本制度は、畜産経営者自身が原料を購入し自家配合飼料を作る場合においても、承認工場と同等の税率でとうもろこしの輸入を可能とすることで、畜産経営者による安価なとうもろこしの調達による生産コスト低減の自助努力を促すことができるとともに、その横流れ防止を図ることにより国産いもでん粉産業への影響を回避していることから、現行制度の延長は適正である。
政策評価・ 関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和 6 年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、とうもろこしに係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）においては、国は農業者による農業の競争力強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策を策定及び実施することとしており、本改正は、その施策目的にも合致するものである。 ④ 関連措置 ○畜産クラスター 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。本制度によって、生産費の中で大きな割合（4～7 割）を占める飼料費の低減を図ることで競争力強化及び収益性向上の一端を担っており、畜産クラスターの側面支援の役割を果たしている。 ○農業競争力強化支援法 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要であり、本法律により、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることによって、農業の競争力の強化を図る。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	国産いもでん粉産業を保護しつつ、「改正の効果と妥当性」の通り、畜産経営における飼料費の低減が図られることにより、畜産経営の安定及び安定した価格での畜産物の供給による国民生活の安定だけでなく、国産いもでん粉の安定供給にも配慮。